

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起算の翌日)
(当日起算の翌日)

鳥取県教育委員会規則第十六号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和四十三年十月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十二条及び第二十三条を次のように改める。

(教科の決定)

第二十二条 施行法第一条第二項の教育委員会規則で定める教科について
は、教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十七号)

第二条第一項に定める基準の例による。

(単位の修得方法)

第二十三条 免許法施行規則第十四条の教育委員会規則で定める単位の修得方法は、別表第一のとおりとする。

2 免許法別表第六の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受け

ようとする者で、免許法別表第三備考第五号の規定の適用を受けるもの

の単位の修得方法は、別表第二のとおりとする。

3 前二項に規定する単位の修得方法に係る修得することを必要とする最

低単位数の内容は、別表第三のとおりとする。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一(第二十三条関係)

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年七月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする科目及び最低単位数	
	在職年数	合計単位数
六	一般教育科	専門教育科目
	教科に関するもの	教職に関するもの
四〇		
一二		
一四		
一四		

					教諭								小学校						
許状			一種免		許状			二種免		許状			二種免		許状			一種免	
一〇	九	八	七	六	一二	一	一〇	九	八	七	一	一〇	九	八	七	一〇	九	八	七
二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五				
三	五	七	一〇	三	〇	二	三	五	七	九	〇	二	五	七	一〇				
一四	一六	一九	二	二三	七	七	八	八	九	九	七	九	一〇		二	三			
三	四	四	四	五	八	一	四	一七	一九	三	八	九	一〇	二	三	一三			

			校教諭								中学校								
許状			高等学		教諭			許状		二種免		許状			二種免		二種免		
一種免			一種免		一種免			二種免		二種免		二種免			二種免		二種免		
八	七	六	一	一〇	九	八	七	六	一三	二	一〇	九	八	七	一	二	一	二	一
三〇	三五	四〇	二五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	二五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五				
七	一〇	二	〇	三	五	七	一〇	三	〇	二	三	五	七	九	一	〇			
二	一三	一四	二	一四	一六	一九	二一	二三	八	二	一四	一七	一九	二三	三	三	三	三	三
三	一三	一四	三	三	四	四	四	五	七	七	八	八	九	九	九	三			

		類許状の種類	受けようとする免状	教諭						幼稚園			許状
許状	一種免			二種免	三種免	八	七	九	一〇	一	二	一〇	
五	四	在職年数	修得することを必要とする科目及び最低単位数	一二	一〇	九	八	七	一〇	一	二	一〇	九
一〇	一五	合計単位数	目一般教育科	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	二五
○	○	専門教育科目	養護に関するもの	○	二	三	五	七	九	○	二	五	五
八	一一	教職に関するもの	養護に関するもの	七	七	八	八	九	九	七	九	一〇	一〇
二	四	教職に関するもの	養護に関するもの	八	一	一四	一七	一九	三	八	九	一〇	一〇

別表第二（第二十三条関係）

備考

昭和二十九年改正法附則第八項の規定の適用を受ける者については、この表の高等学校教諭の一種免許状の項に規定する修得することを必要とする科目及び最低単位数を参照して別に定める。

別表第三（第二十三条関係）

		教科に関する専門教育科目	二 専門教育科目	教及幼稚教諭				小学校教諭				中学校教諭			許状の種類	受けようと/orする免状
許状の種類	受けようと/orする免状			高校教諭	幼稚園教諭	養教諭	小学校教諭	中学校教諭	高教諭	中教諭	小教諭	高教諭	中教諭	小教諭		
最低単位数を修得すること	最低単位と/orする免状	内	任意	二	三以上	八以上	一二以上	人文、社会及び自然の三分野（以下「三分野」という。）につき各二以上	三分野につき各二以上	三分野につき各二以上	内	八	九	一〇	二種免許状	
容	容	容	容	一〇	一五	二〇	二五	三	四	一六	容	一	二	三	許状	

教諭 幼稚園			校教諭 高等学		教諭 中学校		教諭 小学校		
状免二 許種		状免一 許種		状免一 許種		状免二 許種		状免二 許種	
下一八以上一〇以下 六以	以上一 下二七二以	下一八以上一 一以上四以	四三又は 五以上	九七以 下四	四三又は 五	下一八以上一 〇以上六以	二以上	二以上	四以上
二以上	三以上	四以上	三以上	四以上	任 意	二以上	三以上	二以上	五以上
					任 意	二以上	二以上	二以上	一一以上
四以上	六以上	九以上	六以上	六以上	任 意	一以上	一以上	一以上	二以上
					任 意	一以上	一以上	一以上	一以上

(二) 養護教諭

類状の免許種					受けよとす修得することとする必要とする単位数を最小する	内 容
状免許種					修得する科目及び本邦教育に係る科目	内 容
二種					児童又は児生徒の心及び徳育の発達に及ぼす影響	内 容
二	四三又は五	五	三又は四	四	一以上	内 容
任 意	一以上	任 意	任 意	二以上	内 容	
任 意	二以上	三以上	三以上	内 容		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年七月二十八日

鳥取県公安委員会規則第四号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

鳥取県公安委員会委員長 德 田 博 司

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年七月二十八日

鳥取県公安委員会規則第三号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則(昭和三十五年十一月鳥取県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(高速自動車国道における権限)

第二十四条 法及び第四条の規定により署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道に係るものは、鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。

附 則

この規則は、平成元年八月一日から施行する。

鳥取県公安委員会規則第四号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の三中「交通機動隊」を「二隊」に、「運転免許課」を

「運転
免許課
機動隊
道路交通警察隊」に改める。

免許課
機動隊
道路交通警察隊」に改める。

第十四条の四の次に次の二条を加える。

(高速道路交通警察隊の所掌事務)

第十四条の五 高速道路交通警察隊においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 高速道路における交通の指導及び取締りに関すること。
- 二 高速道路における交通事故・事件の捜査及び処理に関すること。
- 三 高速道路における交通規制に関すること。
- 四 高速道路に接続する周辺道路における交通の指導及び取締り並びに交通事故の初期的処理に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、高速道路における犯罪捜査の初動活動その他の必要な警察事務の処理に関すること。

第十六条第一項中「交通機動隊」の下に「、高速道路交通警察隊」を加える。

第十八条第一項中「及び交通機動隊」を「、交通機動隊及び高速道路交通警察隊」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成元年八月一日から施行する。

(鳥取県警察国有物品管理規則の一部改正)

2 鳥取県警察国有物品管理規則(昭和四十年一月鳥取県公安委員会規則

第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「交通機動隊」の下に「、高速道路交通警察隊」を加え、同条第二項中「及び交通機動隊」を「、交通機動隊及び高速道路交通警察隊」に改め、同条第三項中「交通機動隊」の下に「高速道路交通警察隊」を加える。

人事委員会規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年七月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三警察の事務部局等の項中

運転免許課	路上試験又は公用自動車運転
免許試験場	

人事委員会が人事委員会と協議して定める区域	人事委員会が別に定める区域	車の	運転免許課 自動車運転免許試験場	運転	路上試験又は公用自動車の運転
任命権者が人事委員会と協議して定める区域	任命権者が人事委員会と協議して定める区域	高速道路交 通警察隊	交通機動隊	機動交通指導取締り又は公用自動車の運転	機動交通指導取締り、交通事故の捜査若しくは処理、事件の捜査若しくは処理又は公用自動車の運転

この規則は、平成元年八月一日から施行する。

附 則